

品質目標の海外調査結果報告（特許）

各知的財産庁から得られた回答（回答時期：2015年10月～12月頃）を基に、品質目標を以下にまとめた¹。

（日本国籍出願人からの特許出願件数が多い順に掲載）

国/地域 (知的財産庁)	日本からの 特許出願 件数 (件) ²	特許 審査官数 (人) ³	品質 目標 の有無	公開 の有無	行動目標等	指標に基づく目標			備考
						適合率	期間	その他	
米国 (USPTO)	86,691	8,426	○	○			USPTOウェブサイトの 特許ダッシュボード ・ファーストアクション (FA)までの平均係属期間 ・平均総合係属期間	・特許品質複合スコア(※1) ・未審査滞滞案件数 ・継続審査請求(RCE)滞滞案件数	(※1) 「特許品質複合スコア」は、2016年2月4日に開催されたUSPTO特許諮問委員会(Patent Public Advisory Committee)四半期会合の資料によると、2016年度(2016年10月～)から廃止される予定である。
中国 (SIPO)	40,460	8,000 ～9,000	○	○			(※2)		(※2) SIPOから中国国家知識産局のニュースペーパーが提示された。
欧州 (EPO)	22,111	4,393	○	×	(※3)				(※3) EPOからのコメント ・「品質目標(Quality Objectives)」は長官が決定する。ただし、EPOの内部目標であり公開しておらず、外部へ公表する必要性は低いと考えている。」
韓国 (KIPO)	15,653	842	(回答なし)				日本国籍出願人からの 特許出願件数 10,000件以上		
台湾 (TIPO)	11,945	553	○	×					
ドイツ (DPMA)	5,338	800	○	×					
インド (GGPDTM)	5,338	196	(回答なし)						
タイ (DIP)	3,061	24	○	○			(※4)		(※4) DIPからウェブサイトが提示された。
インドネシア (DGIPR)	2,382	93	(回答なし)						
カナダ (CIPO)	1,847	450	○	×					

¹ 平成27年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業「各国の品質目標・管理体制及びユーザ一評価に関する調査研究報告書」に基づき作成した。なお、下線を付した知的財産庁については、p.3以降に補足情報を掲載した。

² 日本国籍出願人からの特許出願件数（2014年）。WIPO IP Statistics Data Center より抽出。
<http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm?tab=patent>（最終アクセス日：2016年3月8日）
ただし、台湾については年報より抽出。<http://www.tipo.gov.tw/dl.asp?filename=571714102571.pdf>（最終アクセス日：2016年3月8日）

³ 知的財産庁からの回答による。ただし、回答を得られなかったインド、シンガポール、フィンランドの特許審査官数については、公開情報による。（いずれも最終アクセス日：2016年3月8日）インドネシアの特許審査官数については、2015年10月のWIPO情報化コース研修の研修生発表による。

インド：http://ipindia.gov.in/main_text1.htm

シンガポール：http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/quality/2015/2015_sg.pdf

フィンランド：

https://www.prh.fi/stc/attachments/tietoaphsta/vuosikertomus/PRH_Vuosikertomus_2014_epdf_meres ENG.pdf

国/地域 (知的財産庁)	日本からの 特許出願 件数 (件) ¹	特許 審査官数 (人) ²	品質 目標 の有無	公開 の有無	行動目標等	指標に基づく目標			備考
						適合率	期間	その他	
オーストラリア (IP Australia)	1,682	234	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 「特許成果物品質公約」として、以下の項目を挙げている。 <ul style="list-style-type: none"> 知的財産権の有効性を妨げ得る事項について、案件の93.5%が成果物品質基準に合致していること。 出願人又はIP Australiaにとつて相当量のやり直しや不便を必要とする事項について、案件の90%が成果物品質基準に合致していること。 審査基準で要求されているその他の重要な手続について、案件の85%が成果物品質基準に合致していること。 	<ul style="list-style-type: none"> 「特許サービス水準公約」として、以下の項目を挙げている。 <ul style="list-style-type: none"> ファーストアクション (FA)までの期間 イノベーション特許出願のファーストアクション (FA)までの期間 早期審査の期間 国際調査報告発行までの期間 国際型調査報告発行までの期間 意見書受領後の応答期間 異議申立て期間経過後から登録までの期間 イノベーション特許出願の出願から登録までの期間 口頭審理後から決定(審決)までの期間 			
ロシア (ROSPATENT)	1,646	1,100	○	○	(※5)			(※5) ROSPATENTから、ロシア特許庁の業務に関する管理規則と発明の審査に関するガイドラインが提示された。	
シンガポール (IPOS)	1,424	104	(回答なし)		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 日本国籍出願人からの 特許出願件数 1,000件以上 </div>				
ベトナム (NOIP)	1,299	60	○	×					
英国 (UKIPO)	491	251	○	○			早期審査の期間		
フィンランド (PRH)	24	156	○	○	(※6)			(※6) PRHから、品質マニュアルが提示された。	
スペイン (SPTO)	11	139	○	×					
オランダ (RVO.nl)	11	20~25	×						
ベルギー (OPRI)	11	-	(回答なし)						
オーストリア (APO)	9	100	○	○	以下の項目を観察する。(※7) ・発明の単一性の欠如 ・「オムニバスクレーム」 ・(オンライン)サーチストラテジーにおける必須ドキュメント ・国際調査報告書におけるカテゴリ「X」と「Y」の間の明確な区別 ・新規性/進歩性の基準が満たされないことについての明確な論述 ・適切な初期分類 ・従属請求項における正しい参照			(※7) これらが指標に基づくものであるかどうかは不明である。	
スウェーデン (PRV)	6	120	○	×					
ノルウェー (NIPO)	5	81	○	○	北欧特許庁 (NPI) と同様の品質管理を実施していると回答				
デンマーク (DKPTO)	4	65	○	○	「品質オブジェクト」 ³ として、以下の項目を挙げている。 <1年行動計画> ・品質管理システムの維持・改善 ・技術的なピアレビューと議論を通じた品質の維持・向上 ・職員能力の維持・向上 <3年行動計画> ・ワークプロセスの改善 ・システムエラーの特定や低減に向けた品質保証の改善 ・顧客との会合実施 ・調査・審査の速度の維持・向上 ・調査・審査の品質の維持・向上、等	「品質ゴール」として、以下の項目を挙げている。 <速度ゴール> ・審査着手件数 ・ファーストアクション (FA) までの期間 <品質ゴール> ・(DKPTOの手続について) 不満と評価される案件の割合 (4%以下) ・(業務委託での手続について) 不満と評価される案件の割合 (4%以下) <顧客ゴール> ・(DKPTOの手続について) ベンチマーキングの実施 ・(DKPTOの手続について) 隔年でのユーザー満足度調査の実施 ・(業務委託手続について) 契約的財産庁との会合を通じた品質のモニター ・NPIとの会合を通じた品質の定期的なモニター			
アイスランド (IPO)	3	-	(回答なし)						
(参考) (※8) 北欧 (NPI)	-	141	○	○	「品質オブジェクト」 ³ として、以下の項目を挙げている。 <1年行動計画> ・PCTガイドラインを遵守した品質管理システムの確立 ・品質に関する情報の公開 ・ユーザー満足度調査の実施 ・ベンチマークシステムの確立 ・サンプル品質調査の実施 <3年行動計画> ・行動計画の継続 ・調査及び審査手続の改善	「品質ゴール」として、以下の項目を挙げている。 <速度ゴール> ・国際型調査報告発行までの期間 ・国際調査報告及び国際調査機関が作成する見解書の発行までの期間 ・国際調査報告を作成しない旨の宣言までの期間 ・補充国際調査報告までの期間 ・国際予備報告までの期間 <品質ゴール> ・(成果物とサービスの質が) 抽出検査で不満と評価される割合 (5%以下) ・調査及び審査結果のベンチマーキングの実施 <顧客ゴール> ・ユーザー満足度調査結果の解析 ・ユーザーとの定期的な会合、等		(※8) NPI (Nordic Patent Institute) は、デンマーク、アイスランド、ノルウェーによって設立された国際機関であり、主にPCTの国際調査機関および国際予備審査機関として活動している。	

A. 米国特許商標庁（USPTO）

1. 回答結果

USPTO から、特許審査の品質目標は、USPTO のウェブサイトにある特許ダッシュボード（Patents Dashboard）⁴に開示されているとの回答が得られた。その「特許ダッシュボード」のトップページには、以下の5つの指標がゲージメーターに見立てて可視化されている（図1）⁵。

- ・ファーストアクションまでの平均係属期間
（Average First Action Pendency）
- ・平均総合係属期間（Average Total Pendency）
- ・特許品質複合スコア（Patent Quality Composite Score）
- ・特許出願滞貨件数（Unexamined Patent Application Backlog）
- ・継続審査請求（RCE）滞貨件数（RCE Backlog）

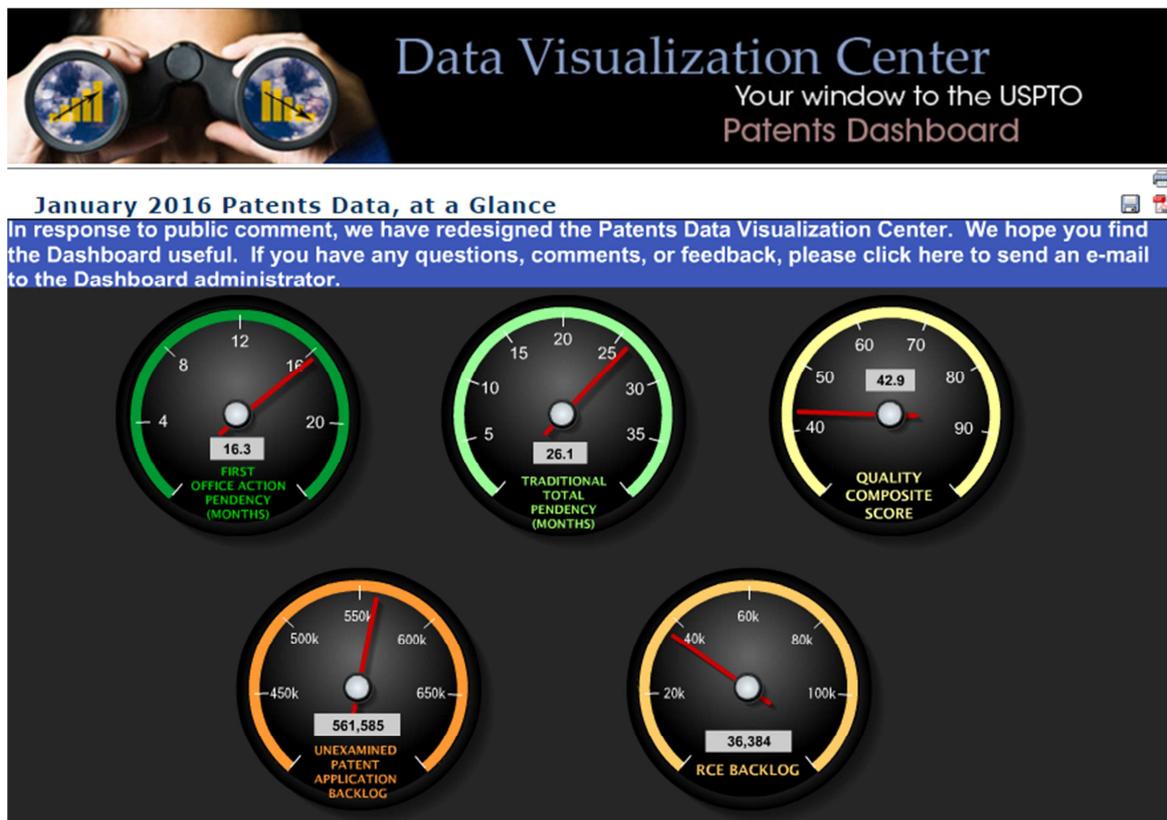


図1 特許ダッシュボード

⁴ <http://www.uspto.gov/dashboards/patents/main.dashxml>（最終アクセス日：2016年3月8日）

⁵ USPTO のダッシュボード内では、上記5つの指標以外にもさまざまな指標（例えば、特許品質複合スコアを構成する7つの要素スコアや意匠に関するデータ等）が種々の形式で公開されている。

2. 公開情報調査から得られた情報

「特許ダッシュボード」に示された5つの指標のうち、「ファーストアクションまでの平均係属期間」、「平均総合係属期間」、「特許品質複合スコア」の3つは、USPTOの戦略目標の達成度を検討するための重要達成指標（Key Performance Measure）として位置付けられている。以下、USPTOのウェブサイトや年報等の公開情報に基づき、USPTOの戦略目標と重要達成指標について、概要を説明する。

戦略目標

USPTOは、2014年に「USPTO 戦略計画 2014-2018 (USPTO Strategic Plan 2014-2018)」⁶を策定している。これはUSPTOの組織的な長期戦略計画である。この計画書では、Goal I～III 及び Management Goal の計4つの戦略目標（Strategic Goal）が定められており、このうちGoal Iには、「特許品質と適時性の最適化（Optimize Patent Quality and Timeliness）」が掲げられている。USPTOが特許品質を重要視している様子が見えてくる。

戦略目標

Goal I：特許品質と適時性の最適化

Goal II：商標品質と適時性の最適化

Goal III：世界規模における知財政策、保護及び権利行使の改善のため、国内及び海外におけるリーダーシップの提供

Management Goal: 優れた組織の実現

Goal I～III 及び Management Goal には、これらの戦略目標を達成させるために、複数の目標（Objective）が設定されている。Goal Iには7つ、Goal IIには5つ、Goal IIIには2つ、Management Goalには3つの目標（Objective）が設定されている。Goal I「特許品質と適時性の最適化」の各目標（Objective）は、次のとおりである。

GOAL I：特許品質と適時性の最適化

目標1：最適な特許係属期間の精査

目標2：最適な特許係属期間に合わせるための効率化及び特許審査能力向上

目標3：国際協力とワークシェアリングの向上

目標4：特許品質の強化の継続

目標5：全てのユーザーに対する最適なITサービスの提供を確保

目標6：利害関係者（ステークホルダー）及び社会福祉の増進の継続

目標7：適時かつ高品質な決定をするための特許審判部（PTAB）能力の維持

⁶ USPTO「USPTO Strategic Plan 2014-2018」 http://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTO_2014-2018_Strategic_Plan.pdf（最終アクセス日：2016年3月8日）

重要達成指標

USPTO は、達成目標の一つである Goal I 「特許品質と適時性の最適化」の達成度を検討するために、「ファーストアクションまでの平均係属期間」、「平均総合係属期間」、「特許品質複合スコア」の3つを重要達成指標と位置づけており、さらに、それぞれについて目標値を設定している。

米国会計 2015 年度（FY2015: 2014 年 10 月～2015 年 9 月）の重要達成指標の目標値及び実績値、並びに米国会計 2016 年度（FY2016）の目標値は表 2 のとおりである⁷。

表 2 重要達成指標の目標値と実績値

	FY2015		FY2016
	目標値	実績値	目標値
ファーストアクション までの平均係属期間（月） ⁸	16.4	17.3 (目標未達)	14.7
平均総合係属期間（月） ⁹	27.7	26.6 (目標達成)	23.9
特許品質複合スコア	83-91	42.9 (目標未達)	83-91

特許品質複合スコア

重要達成指標中の「特許品質複合スコア」とは、品質に関する 7 つの要素（Component）のスコアを加重平均して算出したものであり¹⁰、100 が上限値である。品質に関する 7 つの要素は表 3 のとおりである。

⁷ USPTO 「2015 Performance and Accountability Report」 19 ページ表 2、57 ページ表 4 表 5、65 ページ表 7 を参照した。<http://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTOFY15PAR.pdf>（最終アクセス日：2016 年 3 月 8 日）

⁸ 出願日からファーストアクションまでの平均期間（月）。

⁹ 出願日から査定日までの平均期間（月）。

¹⁰ まず、7 つの要素の各スコアが、基準となる年度のスコアから目標となるスコアに対する進捗割合を計算することにより算出され、特許品質複合スコアは、それら 7 つの要素スコアに加重を掛けて合算することにより算出される。

表3 品質に関する7つの要素とその加重¹¹

要素 (Component)	加重
最終処分のコンプライアンス率 (Final Disposition Compliance Rate)	20%
審査段階のコンプライアンス率 (In-Process Compliance Rate)	15%
品質指標レポート (Quality Index Report : QIR)	20%
FA サーチレビュー (Complete First Action on the Merits (FAOM) Review)	10%
FA に対する完全レビュー (Complete First Action on the Merits (FAOM) Review)	10%
外部品質アンケート調査 (External Quality Survey)	15%
内部品質アンケート調査 (Internal Quality Survey)	15%

米国内のユーザーからは、特許品質複合スコアと品質との関連が理解しがたいとの意見もあり、また、USPTO の年次報告書「Performance and Accountability Report Fiscal Year 2015」によると、7つの要素のスコアが変動しやすく、最終的な複合スコアも安定した値を示さないことから、品質状態を正しく反映していない可能性があるとして、複合スコアの再検討が行われていることが示されている¹²。

さらに、2016年2月4日に開催されたUSPTO 特許諮問委員会 (Patent Public Advisory Committee) 四半期会合の最新の資料によると、2016年度 (2016年10月～) から複合スコアを廃止し、7つの要素についても再検討することとされている。7つの要素のうち、外部・内部の品質アンケート調査については、スコアを算出することはせずに、原因分析に活用する方向で検討がなされている¹³。

¹¹ USPTO Patent Public Advisory Committee Quarterly Meeting 「USPTO Patent Quality Composite」

http://www.uspto.gov/sites/default/files/about/advisory/ppac/20130314_PPAC_QualityComposite.pdf
(最終アクセス日：2016年3月8日)

¹² USPTO 「Performance and Accountability Report Fiscal Year 2015」 53, 65 ページ <http://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTOFY15PAR.pdf> (最終アクセス日：2016年3月8日)

¹³ USPTO Patent Public Advisory Committee Quarterly Meeting 「Quality Metrics」 http://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/20160204_PPAC_Quality_Metrics.pdf (最終アクセス日：2016年3月8日)

B. 中国特許庁（SIPO）

1. 回答結果

SIPO から、特許審査の品質目標の開示先として、中国国家知識産権局ニューズのニューズペーパー¹⁴が提示された。

2. 公開情報調査から得られた情報

SIPO の専利法（Patent Law）の第 21 条の第一文には、「客観性と公正性、正確性、適時性の要求に従い、法に基づいて関連する特許の出願及び請求を処理しなければならない」と記載されている。専利法第 21 条は以下の通りである。

国務院専利行政部門及びその特許再審委員会は、客観性と公正性、正確性、適時性の要求に従い、法に基づいて関連する特許の出願及び請求を処理しなければならない。

国務院専利行政部門は完全かつ正確に、適時に特許情報を発表し、特許公報を定期的に発行しなければならない。

特許出願が公開又は公告されるまで、国務院専利行政部門の職員及び関係者はその内容に対して秘密保持の責任を負う。

また、SIPO のウェブサイトには、「国家知的財産戦略の実施ための推進計画（The Promotion Plan for the Implementation of the National Intellectual Property Strategy）」が公表されている。2015 年版は見当たらなかったものの、2014 年度の計画では、同計画内に 7 つの目標を掲げており、知的財産創出の品質に関する目標が 1 番目に記載されている。

I. 知的財産創出の品質を高める。

目標：

知的財産の実績評価システムを改善し、知的財産創出の適切性及び効率を高める。特許出願の品質を改善するための政策の方向性を最適化し、特許出願の品質の監督を強化する。様々なタイプの知的財産の審査を改善し、品質管理を強化し、審査効率を高める。知的財産のイノベーターの創出能力を向上し、重要分野での知的財産のレイアウトを高める。

なお、推進計画には、上述の 7 つの目標それぞれについていくつかの施策が掲げられており、合計で 79 の施策が記載されている。

¹⁴ <http://english.sipo.gov.cn/news/chinaIPnews/>（最終アクセス日：2016 年 3 月 23 日）

C. 欧州特許庁（EPO）

1. 回答結果

EPO から、特許審査の品質目標を有しているものの、その内容は外部に公開していないとの回答があった。その際、得られたコメントは以下の通り。

品質目標（Quality Objectives）は長官が決定する。ただし、EPO の内部目標であり公開しておらず、外部へ公表する必要性は低いと考えている。これは EPO のウェブサイトで公表している Indicators（指標）とは異なるものである。

サッカーチームに例えるのであれば、サポーターはチームの成果を求めるが、成果のための具体的な内部の取組や方法を全て知る必要はない。EPO も発明者と公衆のため、ユーザーの要求に対する成果を出していくが、その具体的な内部の目標や施策の全てを公開するわけではない。

2. 公開情報調査から得られた情報

EPO のウェブサイトには、「品質指標（Quality indicator）」として、「ユーザー満足度」、「特許付与手続の適時性」、「ユーザーサービスの適時性」及び「苦情」の4つの項目が公表されている¹⁵。表4にこの指標の成果を示す。

表4 EPO の品質指標

(a) ユーザー満足度（Customer satisfaction）2016年2月26日時点

調査及び審査サービスの満足度 (Customer satisfaction with search and examination services)	79% (2015年)
方式サービスの満足度（Customer satisfaction with formalities services）	80% (2015年)

(b) 特許付与手続の適時性（Timeliness of patent grant procedure）2016年2月26日時点

見解書及び調査までの期間 (Time to search with written opinion)	EP 直接出願（最初の出願） (Direct European route - first filings)	5.7 か月
付与までの期間（Time to Grant）	審査請求日起算（From examination request）	28.9 か月
異議手続の期間 (Duration of opposition procedure)	全異議案件 (All oppositions)	26.1 か月
所定期間内で国際調査報告を発行した割合 (% of international searches on-time)		90.3%

¹⁵ EPO 「Quality indicators」 <https://www.epo.org/about-us/office/quality/quality-indicators.html>
(最終アクセス日：2016年3月8日)

所定期間内で早期調査を行った割合 (% of accelerated searches on-time)		68.1%
所定期間内で早期審査アクションを行った割合 (% of accelerated examination actions on-time)		62.5%

(c) ユーザーサービスの適時性 (Timeliness of customer services) 2016年2月26日時点

電話問い合わせに対する 応答の適時性 (Timeliness of response to telephone enquiries)	サービスセンターへの電話に対する 20秒以内の応答 (Calls to Customer services answered within 20 seconds)	96%
	交換手への電話に対する 20秒以内の応答 (Calls to EPO switchboards answered within 20 seconds)	99%
ユーザーサービスの問い 合わせの解決 (Resolution of customer services enquiries)	受領後 2 営業日以内に解決された一般的事項の問い 合わせ (General Information enquiries resolved within 2 working days of receipt)	99%
	受領後 2 営業日以内に解決されたオンライン問い合 わせ (Online Services enquiries resolved within 2 working days of receipt)	88%
	受領後 2 営業日以内に解決された手続的問い合わせ (Procedural enquiries resolved within 2 working days of receipt)	89%

(d) 苦情 (Complaints) 2016年2月26日時点

登録された苦情 (Complaints registered)		428 件
内訳の割合 (% breakdown by issue)	審査官の成果物及びサービス (Examiner products and services)	39%
	方式事項の成果物及びサービス (Formalities products and services)	25%
	その他 (Other products and services)	36%
オンラインによる登録の割合 (% registered online)		51%
20 営業日以内に応答した苦情の割合 (% complaints replied to within 20 business days)		90%

D. 韓国特許庁 (KIPO)

1. 回答結果

KIPO から品質目標の有無については回答を得ることはできなかった。

2. 公開情報調査から得られた情報

KIPO のウェブサイトには、KIPO が発行する「2015 年度業績管理実施計画」¹⁶が掲載されており、そこには、KIPO の 6 つの戦略目標とそれらに対応する施策が示されている。それら戦略目標のうち、品質に関する目標として次の戦略目標 1 が掲げられている。

戦略目標 1 世界最高水準の審査・審判サービスを提供する。
(전략목표 I 세계 최고 수준의 심사·심판 서비스를 제공한다.)

この戦略目標 1 の達成のために、成果目標や指標等が表 5 のようにまとめられている。

表 5 KIPO 戦略目標 1 の成果目標・管理課題・成果指標

成果目標	管理課題	成果指標
I-1. 創造的なアイデアの迅速正確な権利化をサポートする審査		品質管理指数 (%)
	①審査審判処理期間の短縮、審査審判処理期間	審査審判処理期間 達成度 (%)
	②審査審判の品質向上	先行技術検索忠実度 (%) 審判の品質指数 (%)
I-2. 専門教育の強化を通じた審査審判能力の向上		審査審判官専門指数 (点)
	①新技術と法制度教育の強化を通じた 審査審判高度化	審査審判教育現場適用度 (%) 教育課程運営率 (%)
I-3. 顧客中心の知的財産制度の構築運営		特許・商標制度の改善、 顧客満足度 (%)
	①顧客のカスタマイズ審査。審判制度の 構築・運営	制度の改善忠実度 (%) 制度の改善の進捗度 (%)

このうち成果目標「創造的なアイデアの迅速正確な権利化をサポートする

¹⁶ KIPO 「2015 년도 특허청 성과관리시행계획 (2015 年度業績管理実施計画)」
http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.sil_kuk_pmplan.BoardApp&board_id=pmplan&cp=1&pg=1&npp=10&catmenu=m05_01_03&sdate=&edate=&searchKey=&searchVal=&bunryu=&st=&c=1003&seq=1234 (最終アクセス日：2016 年 3 月 8 日)

審査」に対応する成果指標として、品質管理指数が設けられている。「2015年度業績管理実施計画」には、その品質管理指数の具体的な計算方法と目標についても記載されている。品質管理指数は、表6に示す通り、5つのコンポーネントから計算される指標であり、2015年の目標値は100と示されている。

表6 品質管理指数のコンポーネント

コンポーネント		加重	目標
審査評価結果 (심사평가결과)		30	
	特・実 (특・실)	15	99.54 以上
	商標・意匠 (상・디)	15	99.79 以上
審査品質の満足度 (심사품질 만족도)		20	73.66 以上
先行技術検索履歴化率 ¹⁷ (선행기술검색 이력화율)		25	70%
着手登録決定件の技術対比充実度 ¹⁸ (착수등록결정건의 기술대비 충실도)		25	60%

この品質管理指数は、各コンポーネントについて、目標値に対する達成率を算出し、コンポーネントの重要度に応じた加重を乗じて足し合わせ、最後に100を加えることで算出している。いずれかのコンポーネントが目標未達であり、加重を乗じて算出した達成率が負となった場合は、合算した品質管理指標の値は100より小さくなる。反対に、目標達成の場合は加重を乗じて算出した達成率が正の値となるため、品質管理指標は100以上の数字となり得る。

品質管理指数のコンポーネントには、特許以外に商標及び意匠の審査評価結果も含まれていることから、品質管理指数は特許、意匠及び商標の審査品質を総合した指標となっている。

¹⁷ 韓国法律事務所からの情報によると、表中「先行技術検索履歴化率」とは、先行技術を検索した履歴化の割合をいい、審査報告書に検索履歴を添付した比率を測定していると推定される。

¹⁸ 同じく韓国法律事務所からの情報によると、表中「着手登録決定件の技術対比充実度」とは、登録される案件と引例技術との比較の充実度をいい、審査報告書の登録理由の記載欄に登録理由を記載した案件の比率を測定しているものと推察される。

E. オーストラリア特許庁 (IP Australia)

1. 回答結果

IP Australia から、特許審査の品質目標は、IP Australia のウェブサイトに表示されているとの回答が得られた。

IP Australia が指定したページ¹⁹には、IP Australia の「特許成果物品質公約 (Patent Product Quality Commitments)」と「特許サービス水準公約 (Patent Service Level Commitment)」の2つの公約が記載されている。「特許成果物品質公約」では品質基準に対する適合率、「特許サービス水準公約」では適時性を指標として設定している。各公約の内容は、以下のとおりである。

特許成果物品質公約 (Patent Product Quality Commitments)

特許成果物品質標準階層 1 (Patent Product Quality Standards Tier 1)

知的財産権の有効性を妨げ得る事項に関連した品質標準である。

- ・適正な調査プロセスがすべての調査において適用されている。
- ・特許の有効性を妨げ得る全ての関連する拒絶／考慮がとられている。

許容品質レベル (Acceptable Quality Level)

: 案件の 93.5% が成果物品質基準 (Product Quality Standard) ²⁰ に合致していること

特許成果物品質標準階層 2 (Patent Product Quality Standards Tier 2)

出願人又は IP Australia にとって相当量のやり直し (rework) 及び／又は不便 (inconvenience) を必要とする事項に関連した品質標準である。

- ・その他の全ての重要な拒絶／考慮がとられている。
- ・報告書／意見に不適切な拒絶／考慮がない。
- ・全ての報告書及び意見は包括的かつ有益である。

許容品質レベル (Acceptable Quality Level)

: 案件の 90% が成果物品質基準 (Product Quality Standard) ²⁰ に合致していること

特許成果物品質標準階層 3 (Patent Product Quality Standards Tier 3)

審査基準 (Patents Manual of Practice and Procedure) で要求されている

¹⁹ IP Australia 「Patents service level commitments」

<http://www.ipaustralia.gov.au/about-us/doing-business-with-us/customer-service-charter/patents-service-level-commitments/> (最終アクセス日: 2016年3月8日)

²⁰ 「成果物品質基準 (Product Quality Standard)」について、「新規性」や「発明の単一性の欠如」等のチェック項目が挙げられている。

http://www.ipaustralia.gov.au/pdfs/patentsmanual/WebHelp/quality/Patents_Product_Quality_Standards.doc (最終アクセス日: 2016年3月8日)

その他の重要な手続に関する品質標準である。

- ・ 調査結果が適切に連絡され、蓄積されている。
- ・ 方式事項が完全かつ適切である。

許容品質レベル (Acceptable Quality Level)

: 案件の 85% が成果物品質基準 (Product Quality Standard) ²⁰ に合致していること

特許サービス水準公約 (Patent Service Level Commitment)

特許登録及び審査基準

- ・ 我々は、通常の特許出願について、審査請求の受領から 12 か月以内に審査し最初の報告書を発行する。
- ・ 我々は、イノベーション特許²¹出願について、審査請求の受領又は公報の発行から 8 週間以内に審査し最初の報告書を発行する。
我々は、通常特許出願について、早期審査請求の受領から 8 週間以内に審査し最初の報告書を発行する。
- ・ 我々は、出願に含まれる発明が単一でない場合を除いて、国際出願の調査の写しの受領から 10 週間以内に国際調査報告を発行する。
- ・ 我々は、調査請求が複数の発明を対象としている場合を除いて、調査請求の受領から 6 週間以内に国際型調査報告²²を発行するか、又は、調査の記述 (written search statement) の提出を要求する。
- ・ 我々は、出願の審査に関する応答の受領から 20 営業日以内に返答をする。
- ・ 我々は、通常の特許出願について、誰からも異議申立てがなく、適切な手数料が支払われれば、異議申立て期間の経過後 4 週間以内に許可をする。
- ・ 我々は、イノベーション特許出願について、手数料の支払いと方式事項の遵守がなされていれば、出願から 4 週間以内に許可をする。

特許ヒアリング (審理) 基準

- ・ 我々は、追加提案又は証拠を受領しない限り、ヒアリング開催後 12 週間以内に決定を発行する。

²¹ イノベーション特許とは、我が国における実用新案に類似する権利である。登録時の実体審査は無い上、進歩性に関する登録要件が緩和されている。権利の存続期間は 8 年間である。

²² 国際型調査とは、締約国の国内法令が認める場合に、当該締約国の国内官庁又は当該締約国のために行動する国内官庁にされた国内出願について行われる国際調査に類する調査のことである (PCT 第 15 条(5)参照)。

F. デンマーク特許庁（DKPTO）²³

1. 回答結果

DKPTO から、特許審査の品質目標は、DKPTO のウェブサイトにある「品質管理マニュアル（Quality Management Manual）」²⁴に開示されているとの回答が得られた。

品質管理マニュアルには、「品質オブジェクティブ（Quality Objectives）」及び「品質ゴール（Quality Goal）」が定められている。「品質オブジェクティブ」には行動目標が記載されており、「品質ゴール」には適時性やユーザー満足度調査を指標とした目標や目標が記載されている。「品質オブジェクティブ」及び「品質ゴール」の内容は以下のとおりである。

品質オブジェクティブ（Quality Objectives）

1 年行動計画

このオブジェクティブは全ての権利付与、登録及びサービスに適用される：

次のことを通じて、ワークパフォーマンスの品質を向上させる。

- ・タスクの記述（task descriptions）に基づき、以下の事項を保証する品質管理システムを維持・改善させること
 - －品質基準（quality standards）が観測されること
 - －全ての文書がアクセス可能であること
- ・技術者間査読レビュー（Technical peer review）及び議論を通して品質を維持・向上させること
- ・以下の事項によって職員能力を維持・向上させること
 - －関連する調査テクニック及び審査を利用したトレーニング
 - －知識の共有、例えば専門グループ、専門家フォーラムや勉強会への参加

3 年行動計画

- ・以下の事項を達成させるために、少なくとも、上記のオブジェクティブを保証すること
- ・ワークプロセスを改善すること
- ・システムのエラーを特定又は低減させるために品質保証を改善すること
- ・より一般的な特性の問題だけでなく、具体的なケースや決定についても、

²³ DKPTO は、NPI（北欧特許庁）を構成する知的財産庁の一であり、品質管理体制は NPI と類似している。なお、NPI（Nordic Patent Institute）は、デンマーク、アイスランド、ノルウェーによって設立された国際機関であり、主に PCT の国際調査機関および国際予備審査機関として活動している機関である。

²⁴ DKPTO 「Quality Management Manual」 <http://www.dkpto.org/media/22319738/niveau%201%20engelsk.pdf>（最終アクセス日：2016年3月8日）なお、品質ゴールについては、同文献中の巻末にある「Quality Goals for Patents and Utility Models 2014」に、目標となる項目の一覧表が記載されている。

顧客とのより良い対話を確認することによって、補完性の原理 (principle of subsidiarity) を洗練させること

特許及び実用新案

特許や実用新案の権利付与及び実用新案登録については以下も適用される：

以下の事項によって、調査及び審査の速度を維持・向上させる。

- ・ 案件の滞貨の発生を防止すること
- ・ ユーザーによる重要な意志決定が可能となるように、新たな出願の審査を進めること

以下の事項によって、調査及び審査の品質を維持・向上させる。

- ・ 技術者間査読レビュー (Technical peer review) システムを改善すること
- ・ 各技術チームの関連技術分野は、適切な資格を有する審査官によってカバーされることを保証することにより、タスクパフォーマンスの品質を維持すること
- ・ PCT の調査及び審査結果についてベンチマーキングを実施すること
- ・ 本発明の技術分野に最適なサーチストラテジーを選択すること

他の知的財産庁との契約パートナーシップワーク (contract partnership work) については以下も適用される：

以下の事項によって、調査及び審査の品質を維持・向上させる。

- ・ 品質計測 (Quality measurements) に基づいて個々の審査官を定期的にフォローアップすること

品質ゴール (Quality Goal)

1. 速度ゴール (DKPTO 手続)

特許：

- a. 少なくとも、受領した案件と同数の案件を処理・完了させること
- b. 過去1～3.5年前に出願された案件のうち75%を処理・完了させること (1年ゴール)
- c. 過去1～3.5年前に出願された案件のうち80%を処理・完了させること (3年ゴール)
- d. 調査及び審査報告の95%を7.5か月以内に発送すること

実用新案：

- e. 95%の案件で、実用新案 (無審査) の最初の許可通知を2か月以内に発送すること
- f. 95%の案件で、実用新案 (無審査) の登録を9か月以内に完了させること
- g. 95%の案件で、実用新案 (審査有り) の調査及び審査報告を3か月以内に

発送すること

h. 80%の案件で、実用新案（審査有り）の登録を2年以内に完了させること

2. 品質ゴール（DKPTO 手続）

a. 「不満」（unsatisfactory）と評価されるのが案件の4%までであること

3. 品質ゴール（業務委託での手続）

a. 「不満」（unsatisfactory）と評価されるのが案件の4%までであること

4. 顧客ゴール（DKPTO 手続）

a. 欧州の品質プロジェクトに関連してベンチマーキングを実施すること

b. 隔年で DKPTO が選択したユーザーに対しユーザー満足度調査を実施すること

5. 顧客ゴール（業務委託での手続）

a. 契約している他の知的財産庁との間で少なくとも年1回会合を設け、ケースワークの品質をモニターすること

6. NPI（Nordic Patent Institute）のための顧客ゴール

a. NPI との会合を通じて品質を定期的にモニターすること

品質目標の海外調査結果報告（意匠）

各知的財産庁から得られた回答（回答時期：2015年10月～12月頃）を基に、意匠審査の品質目標を以下にまとめた²⁵。

（冒頭に意匠五庁（ID5）会合に関係する4ヶ国（機関）、その下に実体審査国（7ヶ国）、最後に方式審査のみ実施する国々（12ヶ国）を日本国籍出願人からの意匠出願件数が多い順に掲載）

国/地域 (知的財産庁)	実体審査 の有無	日本からの 意匠出願 件数 ^{1.1}	意匠 審査官数 (2014年 度)	品質 目標 の有無	公開 の有無	行動目標	指標に基づく目標			備考
							適合率	審査速度	その他	
米国 (USPTO)	○	2,411	145	○	○		(※1)	・ファーストアクションまでの係属期間 ・総合係属期間	・特許品質複合スコア(※1) ・未審査滞貨件数 ・RCE滞貨件数	○ハーグ協定加盟国 (※1) 「特許品質複合スコア」は、2016年2月4日に開催されたUSPTO特許諮問委員会(Patent Public Advisory Committee)四半期会合の資料によると、2016年度(2016年10月～)から廃止される予定である。
韓国 (KIPO)	○	1,151	40	×	×					○ハーグ協定加盟国
中国 (SIPO)	×	4,078	100	○	○			(※2)		(※2) SIPOから中国国家知識産局のニュースペーパーが提示された。
欧州 (OHIM)	×	1,197	35	○	○			(※3)		○ハーグ協定加盟国 (※3) 品質マニュアルの中で以下を品質目標としている。 ・品質：判断、サービス、プロジェクト、ツール及びユーザー対応における質の保証 ・予測性：OHIMの意思決定プロセスの透明性向上と審査結果の予測可能性向上 ・整合性：審判及び判決結果との整合性向上 ・適時性：ユーザーの期待に沿うような、手順の効率化作業、並びに作業の高品質化及び迅速化 ・アクセス性：OHIMのサービスが誰もが受けられるようにするための様々なツールの整備、及びそのツールの手順への統合
台湾 (TIPO)	○	1,188	15	○	×					
インド (CGPDTM)	○	497	—					(回答なし)		
タイ (DIP)	○	385	11	○	○			(※4)		(※4) 品質目標の公開はあるとのことであるが、特定できなかった。
ベトナム (NOIP)	○	290	9	○	×					
ロシア (ROSPATENT)	○	252	46	○	○			(※5)		参考：ロシアでは意匠はロシア民法典第4部によって保護される。 (※5) 統一された品質目標に関する文書はなく、「行政規則」「工業意匠出願に関する検索実施についてのガイドライン」及び「工業意匠出願審査に関する勧告」が品質目標に相当するという回答であった。
カナダ (CIPO)	○	166	13	○	×					以下の項目を観察するとしているが、指標の有無は不明である。 ・一貫性 ・正確さ ・適時性 ・効率
フィンランド (PRH)	○	6	3	×	×					

²⁵ 平成27年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業「各国の品質目標・管理体制及びユーザー評価に関する調査研究報告書【意匠編】」に基づき作成した。なお、下線を付した知的財産庁については、p.19以降に補足情報を掲載した。

1.1 日本国籍出願人からの意匠出願件数（2014年）。WIPO IP Statistics Data Centerより抽出。

<http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm?tab=patent>（最終アクセス日：2016年3月8日）

ただし、台湾については年報より抽出。<http://www.tipo.gov.tw/dl.asp?filename=571714102571.pdf>（最終アクセス日：2016年3月8日）

国/地域 (知的財産庁)	実体審査 の有無	日本からの 意匠出願 件数 ¹⁾	意匠 審査官数 (2014年 度)	品質 目標 の有無	公開 の有無	行動目標	指標に基づく目標			備考
							適合率	審査速度	その他	
インドネシア (DGIPR)	×	423	—	(回答なし)						
オーストラリア (IP Australia)	×	232	10	○	○			(※6)		参考: 実体審査なし、方式審査のみ、登録後審査 請求で新規性・識別性の実体審査を行う。 ※6: 指標に基づく目標 ・品質基準に合致している割合 ・審査期間 ・意見書受領後の応答期間 ・方式審査期間 ・方式審査後の登録までの期間 ・ヒアリング期間
シンガポール (IPOS)	×	193	—	(回答なし)						○ハーグ協定加盟国
ドイツ (DPMA)	×	86	11	○	×					○ハーグ協定加盟国
英国 (UKIPO)	×	4	7	○	×					
ノルウェー (NIPO)	×	4	4	○	×					○ハーグ協定加盟国
アイスランド (IPO)	×	1	—	(回答なし)						○ハーグ協定加盟国
オーストリア (APO)	×	—	5	○	×					
スペイン (SPTO)	×	—	2	○	○			(※7)		○ハーグ協定加盟国 参考: 実体審査なし、方式審査のみ ※7: 指標に基づく目標 ・登録査定までの平均期間 ・早期審査における登録査定までの平均期間 ・異議決定までの平均期間
デンマーク (DKPTO)	×	—	2	○	○			(※8)		○ハーグ協定加盟国 参考: 出願人からの請求がなければ実体審査は 行われない。 ※8: 行動目標 ・品質管理システムの維持・改善 ・品質の維持・向上 ・職員能力の維持・向上 ・作業工程の改善 ・ユーザーとの対話確立 ・審査速度の維持・向上 ・ユーザー満足度調査の実施 指標に基づく目標 ・不適合と評価される割合 ・審査期間
スウェーデン (PRV)	×	—	2	○	×					
ベネルクス (BOIP)	×	—	—	(回答なし)						

A. 米国特許商標庁（USPTO）〔実体審査国〕

1. 回答結果

品質管理について意匠独自の体制があるわけではなく、特許の品質管理と同じ枠組みで実施されている。意匠審査の品質目標のうち、特許品質複合スコア（Patent Quality Composite Score）については、USPTOのウェブサイトにある特許ダッシュボード（Patents Dashboard）²⁶に開示されているとの回答が得られた²⁷（図1）。

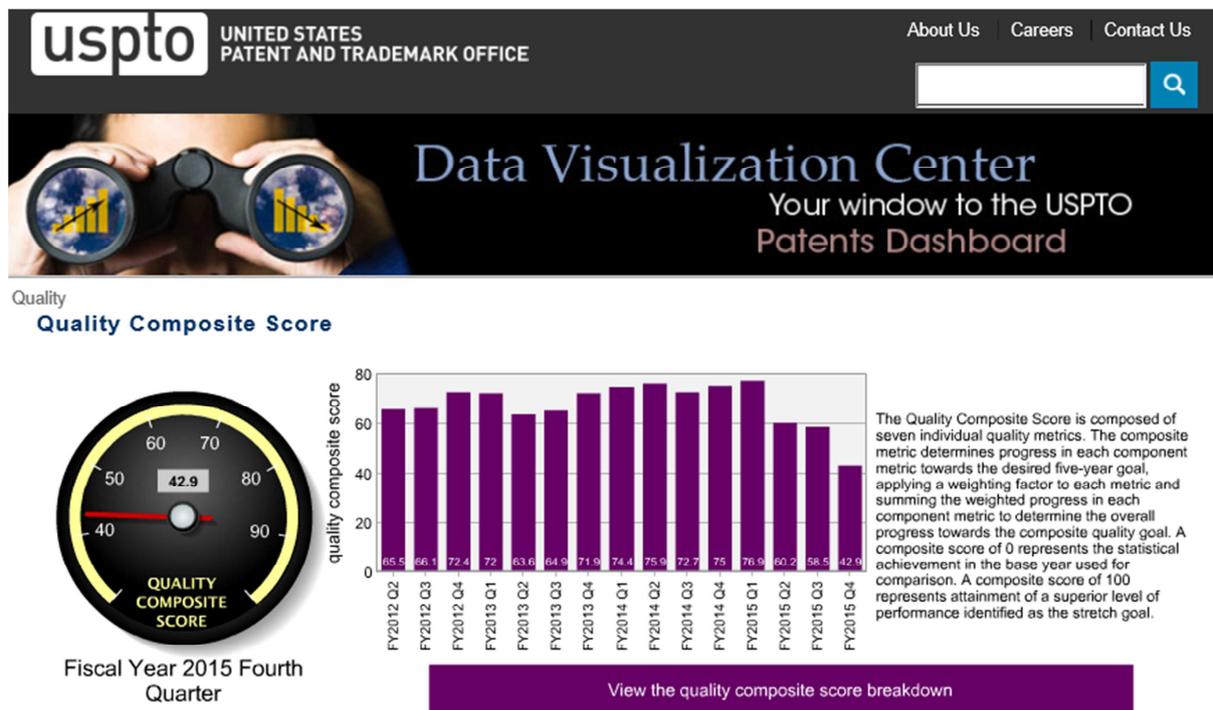


図1 特許ダッシュボード

2. 公開情報調査から得られた情報

戦略目標

USPTOは、2014年に「USPTO Strategic Plan 2014-2018」²⁸を策定している。これはUSPTOの組織的な長期戦略計画である。この計画書では、Goal I～III及びManagement Goalの計4つの戦略目標（Strategic Goal）が定められており、このうちGoal Iには、「特許品質と適時性の最適化（Optimize Patent Quality and Timeliness）」が掲げられている。

²⁶ USPTO Data Visualization Center 「Patents Dashboard」 Patent Quality Composite Score

<http://www.uspto.gov/dashboards/patents/main.dashxml>

²⁷ Data Visualization Centerのトップページにおける表示では、「Quality Composite Score」は意匠を含むが、「First Office Action Pendency(Months)」等の他のメーターには意匠は含まれていない。意匠に関するデータは下部の「Design Date」で見ることができる（USPTOの回答による。）

²⁸ USPTO 「USPTO Strategic Plan 2014-2018」

http://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTO_2014-2018_Strategic_Plan.pdf

戦略目標

Goal I: 特許品質と適時性の最適化

Goal II: 商標品質と適時性の最適化

Goal III: 世界規模における知財政策、保護及び権利行使の改善のため、国内及び海外におけるリーダーシップの提供

Management Goal: 優れた組織の実現

Goal I～III 及び Management Goal には、これらの戦略目標を達成させるために、複数の目標（Objective）が設定されている。Goal I には 7 つ、Goal II には 5 つ、Goal III には 2 つ、Management Goal には 3 つの目標が設定されている。特許に関する Goal I の各目標は、次のとおりである。

GOAL I: 特許品質と適時性の最適化

目標 1: 最適な特許係属期間の精査

目標 2: 最適な特許係属期間に合わせるための効率化及び特許審査能力の向上

目標 3: 国際協力とワークシェアリングの向上

目標 4: 特許品質の強化の継続

目標 5: 全てのユーザーに対する最適な IT サービスの提供を確保

目標 6: 利害関係者（ステークホルダー）及び社会福祉の増進の継続

目標 7: 適時かつ高品質の決定をするための特許審判部（PTAB）能力の維持

重要達成指標²⁹

USPTO は Goal I（特許品質と適時性の最適化）の達成度を検討するため、3 つの重要達成指標（ファーストアクションまでの平均係属期間、平均総合係属期間、特許品質複合スコア）に目標値をそれぞれ設定している。

米国会計 2015 年度（2014 年 10 月～2015 年 9 月）の重要達成指標の成果及び米国会計 2016 年度（2015 年 10 月～2016 年 9 月）の目標は表 1 のとおりである³⁰。

表 1 重要達成指標の目標値と実績値

	FY2015		FY2016
	目標値	実績値	目標値
ファーストアクションまでの平均係属期間（月）	16.4	17.3 （目標未達）	14.7
平均総合係属期間（月）	27.7	26.6 （目標達成）	23.9
特許品質複合スコア	83-91	42.9 （目標未達）	83-91

²⁹ 重要達成指標は、意匠特許を含んだ値である（USPTO への確認結果）。

³⁰ USPTO 「2015 Performance and Accountability Report」 19 ページ表 2、57 ページ表 4 表 5、65 ページ表 7 を参照した。

<http://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTOFY15PAR.pdf>

特許品質複合スコア

重要達成指標中の「特許品質複合スコア」とは、品質に関する7つの要素（Component）のスコアを加重平均して算出したものであり³¹、100が上限値である。品質に関する7つの要素は表2のとおりである。

表2 品質に関する7つの要素とその加重³²

要素（Component）	加重
最終処分のコンプライアンス率 （Final Disposition Compliance Rate）	20%
審査段階のコンプライアンス率 （In-Process Compliance Rate）	15%
品質指標レポート （Quality Index Report：QIR）	20%
FA サーチレビュー （Complete First Action on the Merits（FAOM）Review）	10%
FA に対する完全レビュー （Complete First Action on the Merits（FAOM）Review）	10%
外部品質アンケート調査 （External Quality Survey）	15%
内部品質アンケート調査 （Internal Quality Survey）	15%

米国内のユーザーからは、特許品質複合スコアと品質との関連が理解しがたいとの意見もあり、また、USPTOの年次報告書「Performance and Accountability Report Fiscal Year 2015」によると、7つの要素のスコアが変動しやすく、最終的な複合スコアも安定した値を示さないことから、品質状態を正しく反映していない可能性があるとして、複合スコアの再検討が行われていることが示されている³³。

さらに、2016年2月4日に開催されたUSPTO特許諮問委員会（Patent Public Advisory Committee）四半期会合の最新の資料によると、2016年度（2016年10月～）から複合スコアを廃止し、7つの要素についても再検討することとされている。7つの要素のうち、外部・内部の品質アンケート調査については、スコアを算出することはせずに、原因分析に活用する方向で検討がなされている³⁴。

³¹ まず、7つの要素の各スコアが、基準となる年度のスコアから目標となるスコアに対する進捗割合を計算することにより算出され、特許品質複合スコアは、それら7つの要素スコアに加重を掛けて合算することにより算出される。

³² USPTO Patent Public Advisory Committee Quarterly Meeting「USPTO Patent Quality Composite」

http://www.uspto.gov/sites/default/files/about/advisory/ppac/20130314_PPAC_QualityComposite.pdf
（最終アクセス日：2016年3月8日）

³³ USPTO「Performance and Accountability Report Fiscal Year 2015」53, 65ページ <http://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTOFY15PAR.pdf>（最終アクセス日：2016年3月8日）

³⁴ USPTO Patent Public Advisory Committee Quarterly Meeting「Quality Metrics」http://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTO_Patent_Public_Advisory_Committee_Quarterly_Meeting_Quality_Metrics.pdf

B. 韓国特許庁 (KIPO) [実体審査国]

1. 回答結果

KIPO の回答によれば、品質目標はないとのことであった。

2. 公開情報調査から得られた情報

KIPO のウェブサイトには、KIPO が発行する「2015 年度業績管理実施計画」³⁵が掲載されており、そこには、KIPO の 6 つの戦略目標とそれらに対応する施策が示されている。それら戦略目標のうち、品質に関する目標として次の戦略目標 1 が掲げられている。

戦略目標 1 世界最高水準の審査・審判サービスを提供する。
(전략목표 I 세계 최고 수준의 심사·심판 서비스를 제공한다.)

この戦略目標 1 の達成のために、成果目標や指標等が表 3 のようにまとめられている。

表 3 KIPO 戦略目標 1 の成果目標・管理課題・成果指標

成果目標	管理課題	成果指標
I-1. 創造的なアイデアの迅速正確な権利化をサポートする審査		品質管理指数 (%)
	①審査審判処理期間の短縮、審査審判処理期間	審査審判処理期間達成度 (%)
	②審査審判の品質向上	先行技術検索忠実度 (%) 審判の品質指数 (%)
I-2. 専門教育の強化を通じた審査審判能力の向上審査		審査審判官専門指数 (点)
	①新技術と法制度教育の強化を通じた審査審判高度化	審査審判教育現場適用度 (%) 教育課程運営率 (%)
I-3. 顧客中心の知的財産制度の構築運営		特許・商標制度の改善、顧客満足度 (%)
	①顧客のカスタマイズ審査。審判制度の構築・運営	制度の改善忠実度 (%) 制度の改善の進捗度 (%)

このうち成果目標「創造的なアイデアの迅速正確な権利化をサポートする審査」に対応する成果指標として、品質管理指数が設けられている。「2015 年度業績管理実施計画」には、その品質管理指数の具体的な計算方法と目標につ

uspto.gov/sites/default/files/documents/20160204_PPAC_Quality_Metrics.pdf (最終アクセス日：2016 年 3 月 8 日)

³⁵ KIPO 「2015 년도 특허청 성과관리시행계획 (2015 年度業績管理実施計画)」

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.sil_kuk_pmplan.BoardApp&board_id=pmplan&cp=1&pg=1&npp=10&catmenu=m05_01_03&sdate=&edate=&searchKey=&searchVal=&bunryu=&st=&c=1003&seq=1234 (最終アクセス日：2016 年 3 月 8 日)

いても記載されている。品質管理指数は、表6に示す通り、5つのコンポーネントから計算される指標であり、2015年の目標値は100と示されている。

表4 品質管理指数のコンポーネント

コンポーネント	加重	目標
審査評価結果 (심사평가결과)	30	
特・実 (특・실)	15	99.54 以上
商標・意匠 (상・디)	15	99.79 以上
審査品質の満足度 (심사품질 만족도)	20	73.66 以上
先行技術検索履歴化率 ³⁶ (선행기술검색 이력화율)	25	70%
着手登録決定件の技術対比充実度 ³⁷ (착수등록결정건의 기술대비 충실도)	25	60%

この品質管理指数は、各コンポーネントについて、目標値に対する達成率を算出し、コンポーネントの重要度に応じた加重を乗じて足し合わせ、最後に100を加えることで算出している。いずれかのコンポーネントが目標未達であり、加重を乗じて算出した達成率が負となった場合は、合算した品質管理指標の値は100より小さくなる。反対に、目標達成の場合は加重を乗じて算出した達成率が正の値となるため、品質管理指標は100以上の数字となり得る。

品質管理指数のコンポーネントには、特許以外に商標及び意匠の審査評価結果も含まれていることから、品質管理指数は特許、意匠及び商標の審査品質を総合した指標となっている。

³⁶ 韓国法律事務所からの情報によると、表中「先行技術検索履歴化率」とは、先行技術を検索した履歴化の割合をいい、審査報告書に検索履歴を添付した比率を測定していると推定される。

³⁷ 同じく韓国法律事務所からの情報によると、表中「着手登録決定件の技術対比充実度」とは、登録される案件と引例技術との比較の充実度をいい、審査報告書の登録理由の記載欄に登録理由を記載した案件の比率を測定しているものと推察される。

C. 中国特許庁（SIPO）[無審査国]

1. 回答結果

SIPO から、品質目標の開示先として、中国国家知識産権局ニュースのニューズペーパー³⁸が提示された。

2. 公開情報調査から得られた情報

SIPO の専利法（Patent Law）の第 21 条の第一文には、「客観性と公正性、正確性、適時性の要求に従い、法に基づいて関連する特許の出願及び請求を処理しなければならない」と記載されている。専利法第 21 条は以下の通りである。

国務院専利行政部門及びその特許再審委員会は、客観性と公正性、正確性、適時性の要求に従い、法に基づいて関連する特許の出願及び請求を処理しなければならない。

国務院専利行政部門は完全かつ正確に、適時に特許情報を発表し、特許公報を定期的に発行しなければならない。

特許出願が公開又は公告されるまで、国務院専利行政部門の職員及び関係者はその内容に対して秘密保持の責任を負う。

SIPO では、「国家知的財産戦略の実施ための推進計画（The Promotion Plan for the Implementation of the National Intellectual Property Strategy）」を策定し、ウェブサイト上で公表している。2015 年版は見当たらなかったものの、2014 年度の計画では、同計画内に 7 つの目標を掲げており、そのうち専利品質に関する目標が 1 番目に記載されている。なお、この 7 つの目標それぞれについていくつかの施策が掲げられており、合計で 79 の施策が記載されている³⁹。

目標 1 は次のとおりであり、品質について定性的な目標を掲げている。

I. 知的財産創出の品質を高める。

目標：

知的財産の実績評価システムを改善し、知的財産創出の適切性及び効率を高める。専利出願の品質改善するための政策の方向性を最適化し、専利出願の品質の監督を強化する。様々なタイプの知的財産の審査を改善し、品質管理を強化し、審査効率を高める。知的財産のイノベーターの創出能力を向上し、重要分野での知的財産のレイアウトを高める。

ただし、これは 2014 年度のものであり、今年度どのような品質目標を設定していたかについては不明である。

³⁸ <http://english.sipo.gov.cn/news/chinaIPnews/>（最終アクセス日：2016 年 3 月 23 日）

³⁹ SIPO 「The Promotion Plan for the Implementation of the National Intellectual Property Strategy in 2014」 http://english.sipo.gov.cn/laws/developing/201405/t20140505_944778.html

また、中国法律事務所へのヒアリングによれば、品質目標については SIPO として公式に発表している目標はないが、「国家知識産権局成立 30 周年記念文集」（2010 年発行）に局レベルでの品質目標をどのように考えていたかを審査業務管理部部長が以下のように述べている。ただし、数値目標はない。

- ①保護客体を明確にし、法律保護機能を重視することを品質の観点とする変化を実現する。
- ②意匠保護の立法趣旨から出発して、意匠保護の本質を深く理解し、審査標準を正確に把握し、登録品質を高める。

D. 欧州共同体商標意匠庁（OHIM）〔無審査国〕

1. 回答結果

OHIM からは、品質目標はあり、ウェブ上に公開されている⁴⁰と回答があった。

2. 公開情報調査から得られた情報

意匠審査の品質目標は整備され公開されている。意匠の品質に関する目標の詳細は、品質マニュアル⁴¹の中で、以下の項目が挙げられている。

- ・品質 : 判断、サービス、プロジェクト、ツール及びユーザー対応における品質の保証
- ・予測性 : OHIM の意思決定プロセスの透明性向上と審査結果の予測可能性向上
- ・整合性 : 審判部と欧州裁判所との手続の整合性向上
- ・適時性 : ユーザーの期待に沿うような、手順の効率化作業、並びに作業の高品質化及び迅速化
- ・アクセス性 : OHIM のサービスが誰もが受けられるようにするための様々なツールの整備、及びそのツールの手順への統合

また、「OHIM Service Charter」には、RCD（欧州連合（EU）全域における登録共同体意匠）の適時性及び審査品質に関する数値目標が掲載されており、さらに四半期ごとにその進捗状況が掲載されている。例えば、RCD 出願審査の適時性等に関する指標については、図2に示すとおり、下記の項目が公開されている。

適時性：

- ・ 出願日から登録までの期間（早期審査）
- ・ 出願日からファーストアクションまでの期間（通常審査）
- ・ 出願日から登録までの期間（通常審査）

審査適正：

- ・ 登録品質⁴²

⁴⁰ OHIM「OHIM Service Charter」<https://oami.europa.eu/ohimportal/en/ohim-service-charter>（最終アクセス日：2016年1月30日）

⁴¹ OHIM「Quality manual」3ページ
https://oami.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/about_ohim/quality/Quality_Manual_en.pdf

⁴² 「RCD publication Quality」をここでは「登録品質」と翻訳した。

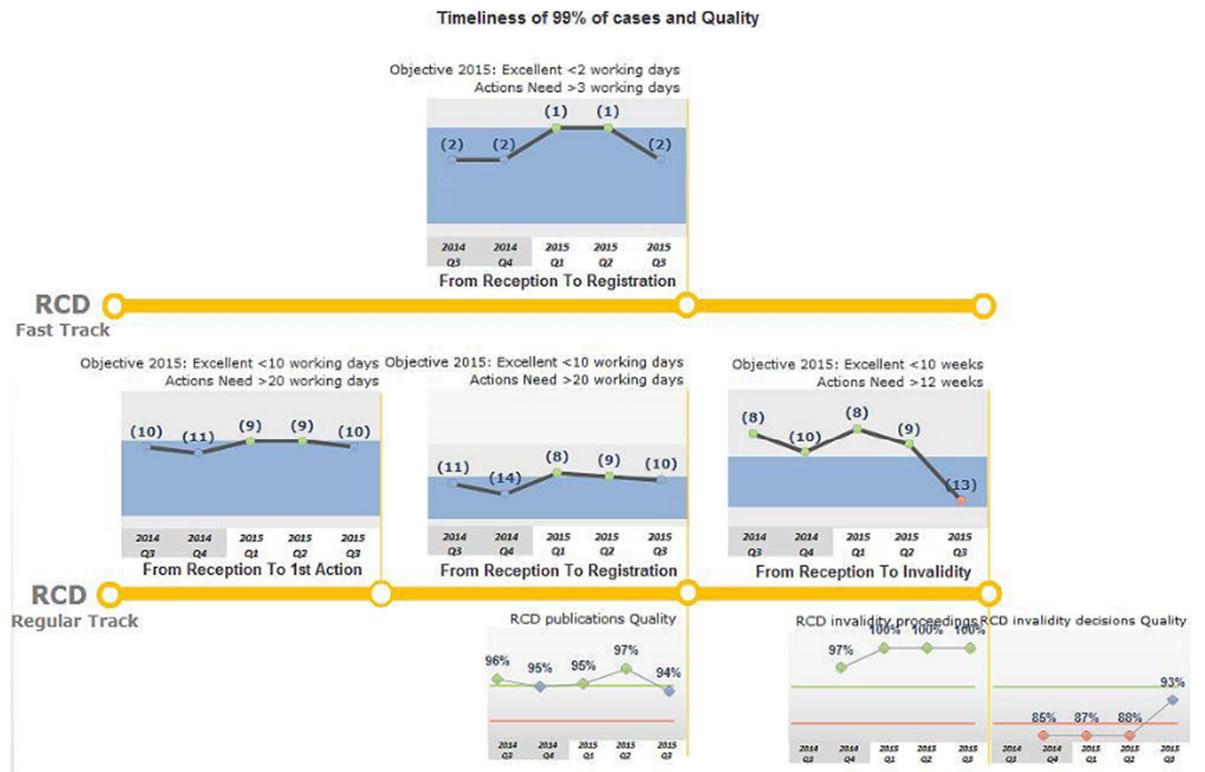


図2 公開されている適時性及び審査の質に関する定量目標
(OHIM ウェブサイト「Service Charter」より)

各指標について進捗状況を示すとともに良好な基準（Excellent）と対策が必要な基準（Actions Need）が示されている。各指標において対策が必要な水準になった場合には、同じウェブサイト⁴³に改善のために実施すべきアクションが掲載される。

品質に関する目標を達成するためのアクションは、戦略プランや上記のOHIMのウェブサイトで公開されているもの以外に、年次報告、成績・品質・リスク四半期報告及び品質委員会・知識サークル（Knowledge Circle）の会議議事録など内部文書にも記載されている。

⁴³ OHIM「OHIM Service Charter」～Timeliness of designs and quality of decisions～「ACTION」のタブ

E. オーストラリア特許庁（IP Australia）[無審査国]⁴⁴

1. 回答結果

IP Australia から、意匠審査の品質目標は、IP Australia のウェブサイトに表示されているとの回答が得られた。

IP Australia が指定したページ⁴⁵には、IP Australia の「意匠審査品質公約（Design Product Quality Commitments）」及び「意匠サービス水準公約（Design Service Level Commitment）」の2つの公約が記載されている。「意匠審査品質公約」では品質基準に対する適合率、「意匠サービス水準公約」では適時性を指標として設定している。各公約の内容は、以下のとおりである。

意匠審査品質公約

意匠審査品質基準階層 1

知的財産権の有効性を妨げ得る事項に関連した審査品質基準に関して

- ・適切な調査及び調査方法がとられている。
- ・すべての関連する拒絶理由が正しく採用されている。

許容品質レベル：案件の 93.5%が審査品質基準に合致している。

審査品質基準階層 2

出願人又は IP Australia にとって、相当量のやり直し及び／又は不都合が必要になる事項に関連した審査品質基準に関して

- ・報告書は網羅的、かつ、必要な情報が記載されている。

許容品質レベル：案件の 90%が審査品質基準に合致している。

審査品質基準階層 3

審査の品質の全般的な受取られ方という観点で重要な事項に関する審査品質基準に関して

- ・方式的な記載が完璧で正しいこと。

許容品質レベル：案件の 85%が審査品質基準に合致している。

⁴⁴ 方式審査のみで登録となり、実体審査はない。意匠登録されると意匠公報に公告される。公告に対する異議申立は採用されていないが登録後は何人も実体審査を請求することができる。また、意匠権者が権利行使する場合には、権利行使前に意匠登録に対して審査請求をし、意匠登録の証明を受けなければならない。 <https://www.iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf2/Australia.html>

⁴⁵ IP Australia 「Designs service level commitments」

<http://www.ipaustralia.gov.au/about-us/doing-business-with-us/customer-service-charter/design-s-service-level-commitments/>

意匠サービス水準公約

意匠登録及び審査基準

- ・我々は、審査請求の受領から13週間以内に審査し登録の報告書を発行する。
- ・我々は、出願の審査に関する応答の受領から20営業日以内に返答をする。
- ・我々は、登録請求の受領から8週間で方式審査を完了する。
- ・我々は、方式審査の要件を満たしている案件を20稼働日以内に登録をする。

意匠ヒアリング（審理）基準

- ・我々は、追加提案又は証拠を受領しない限り、ヒアリング開催後12週間以内に決定を発行する。

品質目標の海外調査結果報告（商標）

各知的財産庁から得られた回答（回答時期：2015年10月～12月頃）を基に、商標審査の品質目標を以下にまとめた⁴⁶。

（冒頭に商標五庁（TM5）会合に関係する4ヶ国（機関）、その下に商標出願件数が多い順に掲載）

国／地域 (知的財産庁)	商標出願 件数 (件)	商標審査 官数 (人)	品質目標		行動目標	指標に基づく目標			備考
			有無	公開		適合率	審査処理速度	その他	
米国 (USPTO)	342,287	464	○	○	-	USPTOウェブサイトの 商標ダッシュボード ・ファーストアクション (FA)の質 ・査定の質	・ファーストアクション (FA)までの平均係属期間 ・平均総合係属期間	-	
欧州 (OHIM)	113,906	300	○	○	-	・品質 ^{*1} ・整合性 ^{*1}	・予測性 ^{*1} ・適時性 ^{*1}	・アクセス性 ^{*1}	^{*1} 具体的には、以下の目標である ・品質：判断、サービス、プロジェクト、ツール及びユーザー対応における質の保証 ・予測性：OHIMの意思決定プロセスの透明性向上と審査結果の予測可能性向上 ・整合性：審判及び判決結果との整合性向上 ・適時性：ユーザーの期待に沿うような、手順の効率化作業、並びに作業の高品質化及び迅速化 ・アクセス性：OHIMのサービスが誰もが受けられるようにするための様々なツールの整備、及びそのツールの手順への統合
中国 (SAIC)	1,848,858	-	-	-	-	-	-	-	
韓国 (KIPO)	158,677	108	○	×	-	-	-	-	
インド (CGPDTM)	200,769	-	-	-	-	-	-	-	
台湾 (TIPO)	74,031	53	○	○	・商標審査の質の強化	・審査の統一性の確保及び 商標の正確な処分の推進	・審査処理案件の加速	-	
ドイツ (DPMA)	64,826	約100	○	×	-	-	-	-	
ロシア (ROSPATE NT)	64,062	120	○	○	-	-	-	-	※品質目標はROSPATENTのウェブサイト に公開されているという回答であった が、確認されたのは2011年の審査の適 時性に関する指標で、現時点の目標に ついては特定できなかった。
オーストラリア (IP Australia)	62,541	120	○	○	-	・適切な調査及び調査方法が 実施されていること ・拒絶理由の判断・通知等 ^{*2} ・報告書の記載が網羅的・ 十分であること ・方式的な記載の不備がない こと (達成基準として、それぞれ 審査品質基準に合致する案 件の割合が設定されてい る)	-	-	^{*2} 具体的には、以下の目標である ・関連するすべての拒絶理由が正しく 採択されていること ・その他のすべての拒絶理由がなされ ていること ・無効な拒絶理由が含まれないこと (達成基準として、それぞれ審査品質 基準に合致する案件の割合が設定さ れている)

⁴⁶ 平成27年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業「各国の品質目標・管理体制及びユーザー評価に関する調査研究報告書【商標編】」に基づき作成した。なお、下線を付した知的財産庁については、p.32以降に補足情報を掲載した。

インドネシア (DGIPR)	60,983	-	-	-	-	-	-	-	
英国 (KIPO)	50,415	78	○	○	-	-	・審査の処理速度	・満足度調査の 総合平均	
スペイン (SPTO)	49,976	41	○	×	-	-	-	-	
カナダ (CIPO)	49,819	66	×	-	-	-	-	-	
タイ (DIP)	46,097	20	×	-	-	-	-	-	
ベトナム (NOIP)	36,454	55	×	-	-	-	-	-	
ベネルクス (BOIP)	24,064	23	×	-	-	-	-	-	
シンガポール (IPOS)	20,968	39	×	-	-	-	-	-	
ノルウェー (NIPO)	15,273	46	○	×	-	-	-	-	
スウェーデン (PRV)	10,706	19	○	×	-	-	-	-	
オーストリア (APO)	9,153	8	○	×	-	-	-	-	
フィンランド (PRH)	5,431	12	○	×	-	-	-	-	
デンマーク (DKPTO)	5,054	10	○	○	・品質管理システムの 維持・改善 ・職員能力の維持・向上 ・作業工程の改善 ・ユーザーとの会合実施	・調査及び審査の質 ^{*3}	・調査及び審査の処理速度 ^{*4}	-	^{*3} 不合格の判定の割合 ^{*4} 審査の平均期間、及び一定期間の 審査案件の割合
アイスランド (IPO)	3,601	-	-	-	-	-	-	-	

A. 米国特許商標庁（USPTO）

1. 回答結果

USPTO から、商標審査の品質目標は、USPTO のウェブサイトにある商標ダッシュボード（Trademarks Dashboard）⁴⁷に開示されているとの回答が得られた。その「商標ダッシュボード」のトップページには、以下の2つの指標及び目標をメーターに見立てて可視化されている（図1）。

- ・ ファーストアクションの質（First Action Quality）：95.5%以上
- ・ 査定の質（Final Action Quality）：97%以上
- ・ ファーストアクションまでの平均係属期間：2.5～3.5 月
- ・ 平均総合係属期間：12 月以内

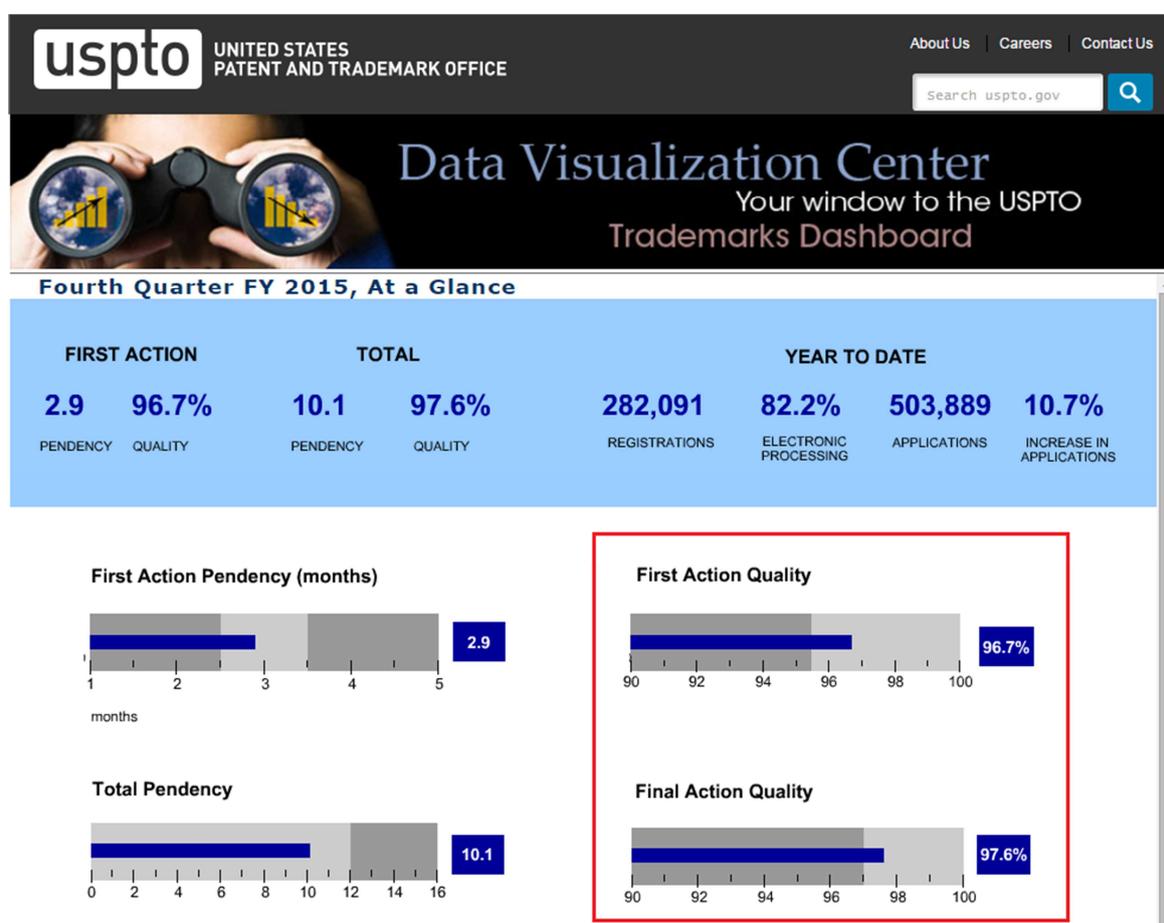


図1 商標ダッシュボード⁴⁸

⁴⁷ <http://www.uspto.gov/dashboards/patents/main.dashxml>

⁴⁸ USPTO 内「Trademark Dashboard」<http://www.uspto.gov/dashboards/trademarks/main.dashxml>
(最終アクセス日：2016年1月19日)

2. 公開情報調査から得られた情報

「商標ダッシュボード」に示されたファーストアクション及び査定の質に係る指標については、図2に示すとおり、商標ダッシュボードの中で詳細に説明されている。

ファーストアクションの質は、ファーストアクションにおける審査官の判断、調査、根拠となる証拠及び記載ぶりについてのエラー・フリーの割合と定義されている。ファーストアクションが出されたものからランダムに抽出されたものについて、上記の審査の質がレビューされ評価されており、遵守率（エラー・フリーの割合）の目標値として95.5%以上となっている。

査定の質については、ランダムに抽出されたものについて同様にレビューされ評価されており、遵守率（エラー・フリーの割合）の目標値は97%以上となっている。

Measures of Quality

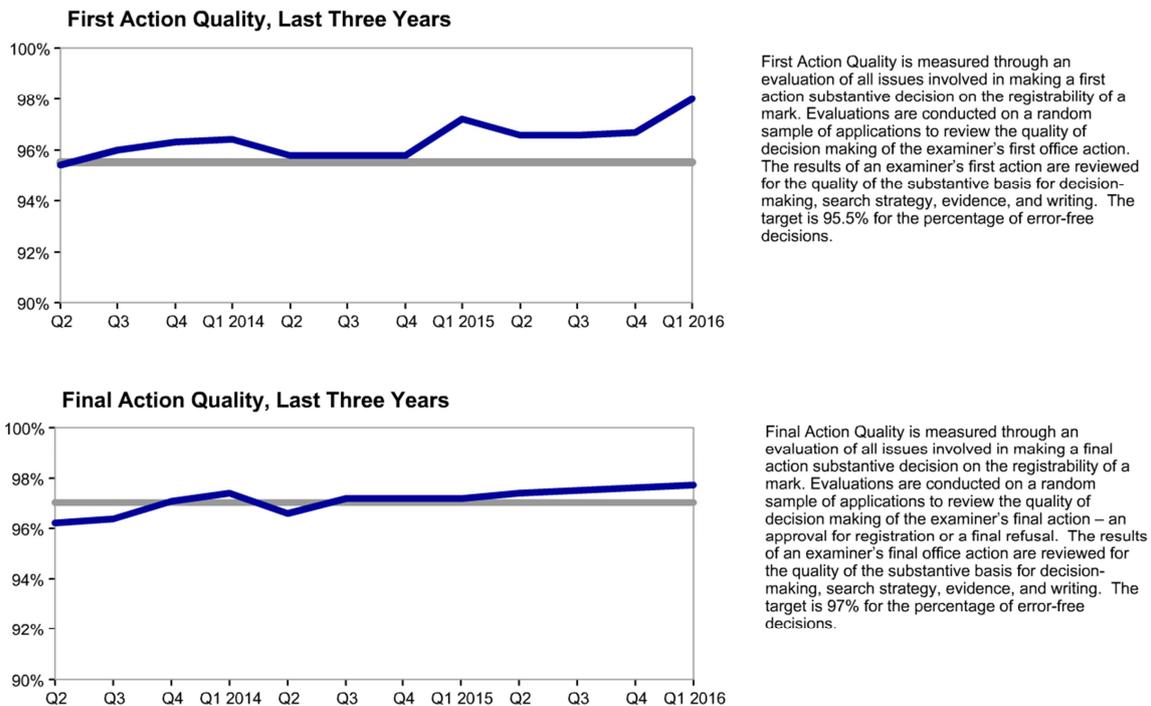


図2 指標の詳細説明（USPTOのTrademark Dashboardより）⁴⁹

戦略目標

USPTOは、2014年に「USPTO戦略計画2014-2018（USPTO Strategic Plan 2014-2018）」⁵⁰を策定している。これはUSPTOの組織的な長期戦略計画である。この計画書では、Goal I～III及びManagement Goalの計4つの戦略目標

⁴⁹ 図US-3と同じUSPTO内「Trademark Dashboard」に公開されている各指標の説明

⁵⁰ USPTO「USPTO Strategic Plan 2014-2018」

http://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTO_2014-2018_Strategic_Plan.pdf（最終アクセス日：2016年1月19日）

(Strategic Goal) が定められている。このうち Goal II には、「商標品質と適時性の最適化 (Optimize Trademark Quality and Timeliness)」が掲げられている。USPTO が商標審査の品質を重要視している様子が見える。

注力する戦略目標

Goal I : 特許品質と適時性の最適化

Goal II : 商標品質と適時性の最適化

Goal III : 世界規模における知財政策、保護及び権利行使の改善のため、国内及び海外におけるリーダーシップの提供

Management Goal : 優れた組織の実現

(「USPTO Strategic Plan 2014-2018」5 ページ該当箇所を翻訳)

GOAL II には、これらの戦略目標を達成させるために、5 つの目標 (Objective) が設定されており、さらに各目標には複数の施策 (Initiative) 及び達成指標 (Performance Indicator) が設定されている。

GOAL II : 商標品質と適時性の最適化

目標 1 : 商標の審査期間短縮の維持 (ファーストアクションまでの期間 : 平均 2.5~3.5 か月 ; 全審査期間 : 12 か月以内)

目標 2 : 商標品質の維持

目標 3 : ユーザーに対する最適な IT サービスの保証

目標 4 : 関係者及び一般の方への奉仕活動の維持・強化

目標 5 : 商標の裁判及び審判の活性化

(「USPTO Strategic Plan 2014-2018」5 ページ該当箇所を翻訳)

B. 欧州共同体商標意匠庁（OHIM）

1. 回答結果

OHIM から、商標審査の品質目標はあり、ウェブ上に公開されている⁵¹と回答があった。

2. 公開情報調査から得られた情報

商標審査の品質目標は整備されて公開されている。OHIM では庁全体の長期戦略プランに沿う形で、全体の基本方針にあたる OHIM 統合管理システムポリシー（Integrated Management Systems policy）及び品質目標が設定され、これらに基づいて品質管理が運営されている。

また、品質目標は、品質マニュアル⁵²にまとめられている。具体的には、品質マニュアルの中で以下のとおり公開されている。

- ・品質 : 判断、サービス、プロジェクト、ツール及びユーザー対応における質の保証
 - ・予測性 : OHIM の意思決定プロセスの透明性向上と審査結果の予測可能性向上
 - ・整合性 : 審判及び判決結果との整合性向上
 - ・適時性 : ユーザーの期待に沿うような、手順の効率化作業、並びに作業の高品質化及び迅速化
 - ・アクセス性 : OHIM のサービスが誰もが受けられるようにするための様々なツールの整備、及びそのツールの手順への統合
- (OHIM の品質マニュアルの該当箇所を翻訳)

さらに、OHIM のウェブサイトには、上記の品質目標の達成度を測るための様々な指標が設定されおり、四半期ごとにその進捗状況が公表されている。例えば、商標審査の適時性及び審査の判断の適切性に関する指標として、以下の項目が設定されている（図3）。

適時性 :

- ・ 出願受理から出願公告までの期間（早期審査の場合）
- ・ 出願受理から登録までの期間（早期審査の場合）
- ・ 出願費用納付から審査終了までの期間
- ・ 出願費用納付から出願公告までの期間
- ・ 登録費用納付から登録までの期間

⁵¹ OHIM 「OHIM Service Charter」 <https://oami.europa.eu/ohimportal/en/ohim-service-charter>（最終アクセス日：2016年1月30日）

⁵² OHIM 「Quality manual」のp3

https://oami.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/about_ohim/quality/Quality_Manual_en.pdf（最終アクセス日：2016年1月20日）

商標審査の品質：

- ・ 商標審査の判断の妥当性
- ・ 絶対的拒絶理由の判断の妥当性

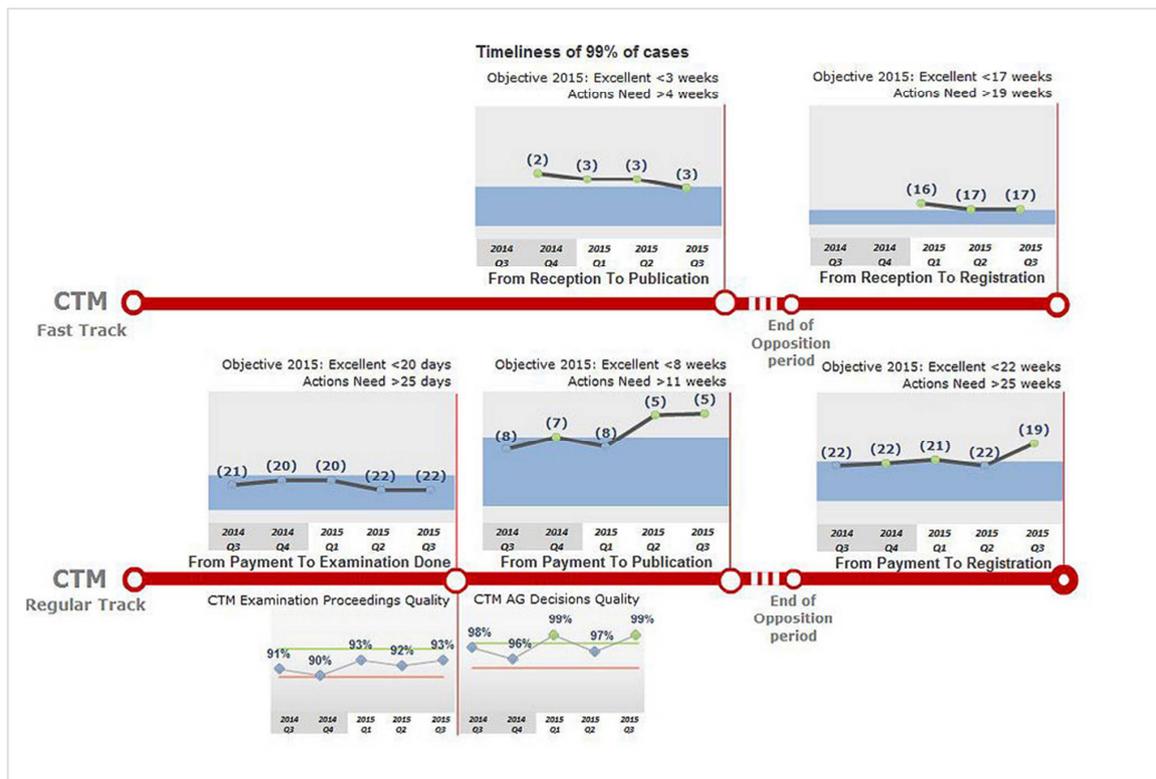


図3 公開されている品質目標の達成度を測るための指標の例
(OHIMのウェブサイトより)⁵³

各指標について進捗状況を示すとともに、「良好な基準 (Excellent)」と「対策が必要な基準 (Actions Needs)」も示されている。各指標が、「対策が必要な水準」になった場合には、同じウェブサイト⁵⁴に改善のために実施すべきアクションが掲載される。

品質目標を達成するためのアクションは、戦略プラン及びOHIMのウェブサイトで公開されているもの以外に、年次報告、成績・品質・リスク四半期報告及び品質委員会・知識サークル (Knowledge Circle) の会議議事録等の内部文書にも記載されている。

⁵³ OHIM「OHIM Service Charter」～CTM timeliness and quality of decisions～「CTM」参照。

<https://oami.europa.eu/ohimportal/en/ohim-service-charter> (最終アクセス日：2016年2月12日)

⁵⁴ OHIM「OHIM Service Charter」～CTM timeliness and quality of decisions～「ACTION」参照。

C. 国家工商行政管理総局商標局（SAIC）

1. 回答結果

SAIC から回答を得ることはできなかった。

2. 公開情報調査から得られた情報

SAIC のウェブサイト及び公開情報から品質目標を得ることはできなかった。

D. 韓国特許庁 (KIPO)

1. 回答結果

KIPO から、商標審査の品質目標がある旨の回答があった。

2. 公開情報調査から得られた情報

KIPO のウェブサイトには、KIPO が発行する「2015 年度業績管理実施計画」⁵⁵が掲載されており、そこには、KIPO の 6 つの戦略目標とそれらに対応する施策が示されている。それら戦略目標のうち、品質に関する目標として次の戦略目標 1 が掲げられている。

戦略目標 1 世界最高水準の審査・審判サービスを提供する。
(전략목표 I 세계 최고 수준의 심사·심판 서비스를 제공한다.)

この戦略目標 1 の達成のために、成果目標や指標等が表 5 のようにまとめられている。

表 5 KIPO 戦略目標 1 の成果目標・管理課題・成果指標

成果目標	管理課題	成果指標
I-1. 創造的なアイデアの迅速正確な権利化をサポートする審査		品質管理指数 (%)
	①審査審判処理期間の短縮、審査審判処理期間	審査審判処理期間 達成度 (%)
	②審査審判の品質向上	先行技術検索忠実度 (%) 審判の品質指数 (%)
I-2. 専門教育の強化を通じた審査審判能力の向上		審査審判官専門指数 (点)
	①新技術と法制度教育の強化を通じた審査審判高度化	審査審判教育現場適用度 (%) 教育課程運営率 (%)
I-3. 顧客中心の知的財産制度の構築運営		特許・商標制度の改善、 顧客満足度 (%)
	①顧客のカスタマイズ審査。審判制度の構築・運営	制度の改善忠実度 (%) 制度の改善の進捗度 (%)

このうち成果目標「創造的なアイデアの迅速正確な権利化をサポートする審査」に対応する成果指標として、品質管理指数が設けられている。「2015 年

⁵⁵ KIPO 「2015 년도 특허청 성과관리시행계획 (2015 年度業績管理実施計画)」
http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.sil_kuk_pmplan.BoardApp&board_id=pmplan&cp=1&pg=1&npp=10&catmenu=m05_01_03&sdate=&edate=&searchKey=&searchVal=&bunryu=&st=&c=1003&seq=1234 (最終アクセス日：2016 年 2 月 19 日)

度業績管理実施計画」には、その品質管理指数の具体的な計算方法と目標についても記載されている。品質管理指数は、表6に示す通り、5つのコンポーネントから計算される指標であり、2015年の目標値は100と示されている。

表6 品質管理指数のコンポーネント

コンポーネント	加重	目標
審査評価結果（심사평가결과）	30	
特・実（특・실）	15	99.54以上
商標・意匠（상・디）	15	99.79以上
審査品質の満足度（심사품질 만족도）	20	73.66以上
先行技術検索履歴化率 ⁵⁶ （선행기술검색 이력화율）	25	70%
着手登録決定件の技術対比充実度 ⁵⁷ （착수등록결정건의 기술대비 충실도）	25	60%

この品質管理指数は、各コンポーネントについて、目標値に対する達成率を算出し、コンポーネントの重要度に応じた加重を乗じて足し合わせ、最後に100を加えることで算出している。いずれかのコンポーネントが目標未達であり、加重を乗じて算出した達成率が負となった場合は、合算した品質管理指標の値は100より小さくなる。反対に、目標達成の場合は加重を乗じて算出した達成率が正の値となるため、品質管理指標は100以上の数字となり得る。

品質管理指数のコンポーネントには、特許以外に商標及び意匠の審査評価結果も含まれていることから、品質管理指数は特許、意匠及び商標の審査品質を総合した指標となっている。

⁵⁶ 韓国法律事務所からの情報によると、表中「先行技術検索履歴化率」とは、先行技術を検索した履歴化の割合をいい、審査報告書に検索履歴を添付した比率を測定していると推定される。

⁵⁷ 同じく韓国法律事務所からの情報によると、表中「着手登録決定件の技術対比充実度」とは、登録される案件と引例技術との比較の充実度をいい、審査報告書の登録理由の記載欄に登録理由を記載した案件の比率を測定しているものと推察される。

E. オーストラリア特許庁 (IP Australia)

1. 回答結果

IP Australia から、商標審査の品質目標は、IP Australia のウェブサイトに表示されているとの回答が得られた。

IP Australia の中期の戦略プラン⁵⁸において、オーストラリアの繁栄のために世界一流の知財システム (world leading IP system) を提供するという Vision の達成にむけて、職員及び組織の能力向上により品質向上を図ることが述べられている。審査の品質向上の取組は、戦略プランの下に作成されたコーポレートプラン⁵⁹における Programme 1.1: IP Rights Administration and Professional Registration (知的財産管理及び専門登録) に位置づけられている。

品質目標は「審査品質公約⁶⁰ (Product Quality Commitments)」としてウェブサイト⁶¹に公開されている。審査品質公約は、審査品質に影響を与える重要度に応じて階層 1 から階層 3 にレベル分けがなされ、商標審査マニュアル⁶²に記載された「審査品質基準⁶³ (Product Quality Standards)」に関連する合計 6 の目標が設定されている。それぞれの目標の達成基準は、審査品質基準に対しての適合度で規定されている。

審査品質公約

審査品質基準階層 1

知財権の有効性を妨げ得る事項に関連した審査品質標準に関して

- ・適切な調査及び調査方法がとられている。
- ・すべての関連する拒絶理由が正しく採用されている。

許容品質レベル：案件の 93.5% が審査品質基準に合致している。

審査品質標準階層 2

出願人又は IP Australia にとって、相当量のやり直し及び／又は不都合が

⁵⁸ IP Australia ウェブサイト「Strategic plan」

http://www.ipaustralia.gov.au/pdfs/IPA_Strategic_Plan_external_WEB.pdf (最終アクセス日：2016年1月30日)

⁵⁹ IP Australia ウェブサイト「IP Australia Corporate Plan」

http://www.ipaustralia.gov.au/pdfs/Corporate_Plan.pdf (最終アクセス日：2016年1月30日)

⁶⁰ ここでの成果物 (Product) は、実質的に審査結果を指すので「Product Quality」を「審査品質」

⁶¹ IP Australia ウェブサイト「Trade Marks service level commitments」

<http://www.ipaustralia.gov.au/about-us/doing-business-with-us/customer-service-charter/trade-marks-service-level-commitments/> (最終アクセス日：2016年1月30日)

⁶² IP Australia ウェブサイト

http://www.ipaustralia.gov.au/pdfs/trademarkmanual/trade_marks_examiners_manual.htm (最終アクセス日：2016年1月29日)

⁶³ IP Australia ウェブサイト Part1 「2.Examination Quality Standards」

http://www.ipaustralia.gov.au/pdfs/trademarkmanual/trade_marks_examiners_manual.htm (最終アクセス日：2016年1月29日)

必要になる事項に関連した審査品質標準に関して

- ・全ての拒絶理由通知等（objections）が出れている。
- ・報告書に無効な拒絶理由等（objections）が含まれていない。
- ・報告書は網羅的、かつ必要な情報が記載されている。

許容品質レベル：案件の90%が審査品質基準に合致している。

審査品質標準階層3

審査の品質の全般的な受取られ方という観点で重要な事項に関する審査品質標準に関して

- ・方式的な記載が完璧で正しいこと。

許容品質レベル：案件の85%が審査品質基準に合致している。

審査品質公約の各目標の達成度は、四半期ごとに発行されてウェブサイトで開催されている品質レポート⁶⁴に公表されている。ただし、各目標の達成率の具体的な計算方法等は公開されていない。

⁶⁴ IP Australia ウェブサイト「Reports」に掲載される「Customer Service Charter Quarterly Report」
<http://www.ipaustralia.gov.au/about-us/what-we-do/reports/>（最終アクセス日：2016年1月30日）